

諸外国における成年年齢等の調査結果

国名	私法上の成年年齢	養親となれる者の年齢	婚姻適齢	選挙権年齢	成年年齢変更の有無及び変更の時期	変更前の成年年齢	成年年齢を定めた理由／変更の理由
アイスランド	18	25(特別な事情がある場合は20)	18(18以下でも両親・司法省・宗教省が認めた場合には可)	18	○1997	16	①社会的な変遷により若者の成熟度が遅くなり、最近では20歳になるまで実家に住み、両親から扶養を受けることも珍しくなく、また、若年層の雇用機会も縮小し、若者の独立が難しくなったから。②児童の権利条約に合わせた。③親の保護監督義務は16歳になるまでとされているのに、養育費の支払い義務は18歳になるまでとされていることの矛盾を解消するため。
アイルランド	18	21	18	18	○1985	21	1977年から83年にかけて法改革委員会で審議がされた。当時、多くの国が成年年齢を21歳と定めていたが、この年齢が不必要に高いと考えられており、成年年齢は国際的に引き下げる傾向があった。法改革委員会は1983年に成年年齢、婚姻年齢等に関する報告書を提出し、政府はその内、成年年齢に関する勧告を受け入れた。
アメリカ合衆国 (40州から回答)	18-37州 19-2州 21-1州	18-25(州によって異なる)	13-18(州によって異なる。婚姻適齢の規制のない州もある。)	18	○1970年代(州によって異なる)	21	(主な理由) 成年年齢の引下げは、選挙権年齢が21歳から18歳に引き下げられたことに関連している。1965年から1973年までの間、何百万人ものアメリカ兵が徴兵または志願によりベトナムに赴いた。1960年代、多くの米国民の中で、徴兵年齢が18歳であるにもかかわらず、選挙権年齢が21歳であるのは不公正である、徴兵されるのに十分な年齢である者は軍隊の在り方を含め政治に意見を述べるべきだと議論がなされ、「戦うのに十分な年齢、投票するのに十分な年齢(old enough to fight, old enough to vote)がキャッチフレーズとされた。このような状況の中、連邦政府が憲法を改正し、選挙権年齢を引き下げた。この社会的な流れを受けて、成年年齢の引下げが行われた(ワシントンDC、ニューヨーク、ヒューストン) 改正前は、成年年齢が21歳であったが、21歳未満の者の多くが、有給雇用され、家屋を所持するようになった結果、成年年齢を21歳以上と定める一部の法律は、契約締結等における混乱や過度の負担を20歳以下の者に負わせる結果を招いた。また、労働市場においては、21歳未満の就労者数が増加し、経済的重要性が増したことによって、18歳以上20歳以下の年代に対しても、大人としての各種機会、権利及び責任を認めるべきとの社会的風潮が高まった(ミシガン)。 なお、選挙権年齢、成年年齢が18歳に引き下げられたことから、いくつかの州ではそれまで21歳であった飲酒・酒類購入年齢も18歳に引き下げた。しかし、これによって若者の飲酒に付随する死傷者数が増えたため、飲酒・酒類購入年齢の再引き上げが論じられるようになり、1984年に飲酒・酒類購入年齢を21歳以上に定めるよう各州に求める連邦法「全米最低飲酒年齢法」が成立した(ヒューストン)。
アルゼンチン	21	35(結婚歴5年以上の夫婦であれば年齢制限なし)	男:18 女:16	18	○1968	22	若者の精神的、身体的成熟度及び時代の変化を考慮した。なお、近年、成年年齢を18歳に引き下げる法案がいくつか議会に提出されたが、成立したものはない(現在も下院に提出されている。)
イギリス	18	21(ただし、配偶者の一方の子を養子とする場合には、もう一方の配偶者が21以上であれば、子の実親が18以上であれば可)	16(ただし、18未満の場合は親の同意が必要)	18	○1969	21	歴史的経緯により(マグナカルタの時代(13世紀)に、騎馬兵隊が一般的になったが、騎馬用の重い防具を身につけつつ乗馬して戦うことのできる年齢として21歳が成年年齢とされた)、成年年齢は、コモンロー上、21歳であった。1960年代に開催された成年年齢に関する審議会(The Latey Committee on the Age of Majority)において検討された結果、成年年齢に関する歴史的起源とは今日では無関係であること、時代とともに若年層の成熟化が進んでいること、18歳までにほとんどの者は権利と義務を享受する準備ができており、コミュニティ全体も若年層の参加により大いに利益を受けるであろうことなどを考慮し、成年年齢を18歳に引き下げるべきという勧告がなされ、引下げが行われた。
イスラエル	18	年齢制限なし (ただし18の年齢差が必要)	男:なし 女:16(16は裁判所の同意が必要)	18	変更なし		ほとんどのイスラエル人が軍隊に入隊する年齢であるため。
イタリア	18	年齢制限なし (ただし18の年齢差が必要)	16(18未満は裁判所の許可が必要)	18	○1975	21	①より若年層に国政選挙及び地方選挙への選挙権を与えるためであり、選挙権年齢が憲法において「成年年齢」とされていることから、成年年齢の引下げにつながった、②時代とともに、もたらされた風習の変化や若年層の心身の成熟の進化等も背景にあった。
イラン	18	既婚であること	男:15 女:13 (上記年齢に至っていない場合も父親の了解及び裁判所の許可で婚姻可)	18	変更なし		回答なし
インド	18	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A

インドネシア	21	35(上限は55)	男:19 女:16 (21未満は両親の許可が必要)	17	変更なし		回答なし
エジプト	21	N/A	N/A	N/A	変更なし		エジプト民法は1948年に成立したが、成年年齢については改正されておらず、今後も改正する予定はない。なお、成年年齢が21歳である理由は明らかではないが、エジプトの法体制がフランス法を参考にして作られていることからすると、エジプト民法制定当時のフランス民法における成年年齢が21歳であったためであると考えられる。
エチオピア	18	N/A	18(特別な事情があれば16)	N/A	変更なし		18歳を成年年齢とした理由は明らかでなく、今後も成年年齢の見直しをする予定はない。
オーストラリア	18	21-2州 18-2州 年齢制限なし-2州, 2特別地域	16(18未満は裁判官及び親族の許可が必要)	18	○1970-74(州によって異なる)	21	1960年代から70年代にかけて、社会は大きな変革期を迎えており、若い人の多くがベトナム戦争に派兵され、多くの人命が失われ、社会全体が自分たちの声を政治に反映させたいという機運で盛り上がっていたところ、連邦及び各州において、Law Reform Commissionと呼ばれる裁判官、学者などから構成される機関が設置され、そこで成年年齢、刑事責任年齢、飲酒・喫煙年齢などが議論された。Law Reform Commissionは報告書を各政府に提出し、各政府の議会において議論がされた結果、各種の法律が制定された。なお、選挙権年齢についても、1973年に21歳から18歳に引き下げられたが、その法案審議の際に、①すべての点で、男女とも18歳で、一世代前の21歳と同じくらいの成熟性を有している。18歳の者たちは、より知識面、肉体面、社会面、経済面において、一世代前の21歳と同じくらいに、成熟し、物事をはっきり言い、政治的な面でも知識を有している。決断をすることができることについては、現在の18歳の者たちは、一世代前の21歳と同じくらいに、十分に知識を有している。②18歳の若いオーストラリアの男女は、今も(もしくは間もなく)、契約をし、財産を得、法的な行動をとり、酒を飲み、車を運転し、親の同意なく婚姻をし、前の政権の元で兵役にも従事し、たくさんの者たちが税金も払っている、彼らのオーストラリア国民としての完全な地位は、正しくそして法的にも認識される必要があるなどと説明されていた。
オランダ	18 *1	年齢制限なし (ただし18の年齢差が必要)	18(ただし、両性が16以上であり、かつ、女性が妊娠していること又は過去に出生したことを証明する診断書を提出した場合には婚姻可)	18	○1988	21	①「子の保護に関する法律」改正委員会は、未成年者は、21歳に達する前から、徐々に法律上も事実上も民事的な法律行為をするに足る能力を得ており、オランダ社会においては、未成年者に更に高い自律性が見られる、かかる自律的傾向に対応するため、成年年齢を18歳に引き下げることが適切であると結論した。②仏独伊などの他のEU諸国においては、当時既に18歳が成年年齢として採用されており、また、1972年9月19日付けの欧州評議会閣僚委員会決議でも、18歳を成年年齢とすることが勧告され、欧州の国内法の統一化という観点からも、成年年齢の引下げが選択された。
カナダ	19-4州 (BC州含む)及び3 準州 18-6州(ケ ベック、オ ンタリオ州 含む)	州によって異なる (例えば、ブリティッシュコロンビア(以下「BC」という。)州では19歳以上、ケベック州は年齢制限はないが年齢差が18歳以上必要、オンタリオ州は18歳以上を原則とし18歳未満でも裁判所の許可があれば認められる。)	州によって異なる (例えば、BC州では16歳未満は裁判所の許可を得て、16歳、17歳は親の同意があれば認められる。ケベック州では、16歳を婚姻適齢とし、18歳未満は両親の同意及び裁判所の許可があれば認められる。オンタリオ州では、16歳を婚姻適齢とし、18歳未満は両親の同意があれば認められる。)	18	○ 1970(B C州), 1971(ケ ベック、オ ンタリオ 州)	21	成年年齢を19歳とした理由は必ずしも明らかではないが、若年者が家を出る年齢や消費取引を始める年齢等についての社会的な認識に基づくものといえる。ほかの州とは異なり19歳にしている理由は、はっきりとしないが、高校を終えている必要があるか否かの認識の違いではないか(BC州)。成年年齢を18歳に引き下げた理由は、すでにヨーロッパの多くの国が18歳としていたことや、戦後派兵年齢が18歳であることから選挙年齢も18歳に引き下げるべきとの動きが高まり、1963年に選挙年齢を18歳に引き下げたことによる。なお、成年年齢の引下げの結果、特に問題はなかった(ケベック州、オンタリオ州)。
キューバ	18	18	男:16 女:14 (18未満は両親の承認が必要)	16	○数回 (時期不明)	21	キューバの法律の系譜は、大陸法であり、成年年齢を21歳としていたが、反バティスタ反乱軍や革命後の識字運動等において、21歳よりも更に年少の若者たちが、政治的主役を果たしてきたことなどを背景。
ギリシャ	18	30(上限は60。また、年齢差が18以上50以下である必要)	18	18	○1983	21	18歳は法的能力を有するに十分成熟していると考えられるため。また、1981年、長年の保守政権から社会主義政権へと政権交代が行われ、社会改革の一環として見直しが行われた。
クウェート	21	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
ケニア	21	N/A	N/A	N/A	変更なし		21歳で権利を行使し、義務を果たすのに十分に成熟すると考えられるため。
サウジアラビア	18	制度なし	18	21 *2	変更なし		国際的に標準と考えられるため

シンガポール	21	25(ただし21の年齢差が必要)	18(21未満は親・法定代理人の同意が必要)	21	変更なし		成年年齢を定めている制定法はなく、コモンローによって定められている。シンガポールにおける年齢条項の定め方の方針は、一つの法律で全てを決めるのではなく、それぞれの行為の内容、目的などに照らして、最適な年齢を別個に定めるというものであり、車の免許、選挙年齢などを別々に定めている。 その背景にある考え方としては、人は21歳の誕生日に、すぐに子どもから大人になるわけではないという考えがある。子どもは大人にだんだんとなるのであり、シンガポールの法律は、そのようなプラグマティックな考え方に基づいて、ほとんどの権利制限がなくなる21歳に向けて、除々に権利や義務が増えていくよう定めている。 例えば国会議員になる資格、弁護士・会計士、親の同意なく婚姻できる年齢、有効な遺言をすることができる年齢は21歳としている一方、車の免許を取る年齢、酒・タバコを購入する年齢は18歳としている(酒・タバコを摂取すること自体は禁じられていないのではないかとのことである。)。また、親の同意なく契約をすることができる年齢は21歳であり、これは制定法ではなく、最高裁の判例によって定められているものである。
スイス	18	23(婚姻している夫婦が養子をとる場合以外は35)	18	18	○1993	20	1991年に選挙権年齢が20歳から18歳に引き下げられたが、選挙はできるのに成年ではないというのはおかしいとして、成年年齢も引き下げられた。なお、選挙権年齢引下げの理由として、①若者は、複雑な社会関係及び生活環境の中で成長しており、様々な分野で自らの人生を左右する決定を頻繁かつ早期に行わなければならないこと、②若者は、メディアを通じて多様な情報を入手し、社会的・政治的問題について昔より若い年齢で質問するようになり、その解決を迫っていること、③責任を担い、政治的決定に影響を与えたいという若者の希望は聞き逃すことが出来ないこと、④18歳、19歳の若者の多くは、職業につき、家族への責任を負い、税及び社会保障を負担し、軍役につき、共同体レベルの投票権も保有することなどが挙げられている。
スウェーデン	18	25(実子、配偶者の子を養子とする場合は、18以上で可)	18	18	○1974	20	他の欧州諸国の動向に合わせた。
スペイン	18	25(ただし14の年齢差が必要)	18(例外的に16)	18	○1978	21	①1972年の欧州評議会決議第28号が各加盟国の成年年齢を18歳に引き下げよう勧告していたため、当時欧州経済共同体(EEC)への加盟を国家目標としていたスペインは、同決議の勧告する成年年齢に適合させる必要があったこと、②成年年齢を21歳と定めた1943年改正民法時と比べて、若年者は独自に法律行為を行うに足りる十分な肉体的、精神的、道徳的、社会的能力を有すると考えられること。なお、1978年にスペイン新憲法が制定され成年年齢が引き下げられたが、同憲法は、1976年のスペイン民主化に伴い、新政権のもと、同国の近代化・ヨーロッパの統合への適合を目指して制定された。
タイ	20	25(ただし15の年齢差が必要)	17(20未満は親の同意が必要)	18	変更なし		タイでは、1938年に民法を含む法令の見直しが行われたところ、見直しにあたり、日仏独スイスなどの制度を参考にしたが、最終的には同アジアの国である日本の制度を参考にした。
大韓民国	20	20	18	19	変更なし		肉体的・精神的能力及び社会・経済事情等を総合的に検討した結果、満20歳が適切であると判断したと思われる。なお、政府は、成年年齢を19歳に引き下げる民法改正案を2004年10月に国会へ提出しているところ、同改正案は、平成20年3月現在、未だ審議中である(引下げの趣旨として、青少年の自然的な精神能力の向上や早熟現象、世界的な趨勢を反映したもので、成年擬制や婚姻年齢等の法制度及び急激に変化している社会・経済の現実を考慮したものと見受けられると説明されている。)
チェコ	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
中華人民共和国	18 *3	N/A	N/A	N/A	変更なし		18歳に達すれば知的に十分は判断能力を備えていると考えられるから。
チリ	18	25(上限は60。また、年齢差が20以上必要)	16(ただし、18未満の場合は親の同意が必要)	18	○ ①1943 ②1993	①25 ②21	成年年齢を引き下げる動議を提出した議員によると、人類が経験してきた進歩は精神面における成長も進めており、教育の普及及び情報へのアクセス拡大等により、チリにおいて成年年齢を再確認することが必要であると確信するに至ったとの理由を示している。
デンマーク	18	18	18	18	○1976	21	必ずしも明らかではないが、若者の精神的、身体的成熟度等を考慮したといわれている。なお、選挙権年齢と成年年齢は現在は一致しているが、過去には必ずしも一致しておらず、選挙権年齢は国民投票により段階的に引き下げられている。

ドイツ	18	25 *4	16(18未満の場合は家庭裁判所の許可が必要)	18	○1974	21	1960年代中盤から、ドイツにおいては、選挙年齢の引下げが集中的に議論されており、特に青年団体を中心に選挙年齢を18歳に引き下げるべきとの強い議論があり、1969年5月に、当時のブラント首相は、選挙年齢を18歳に引き下げる法案を提出すること、及び、成年年齢についても併せて検討をすることを表明した。連邦政府は、青少年補助者、州、地方自治体及び各種団体から、成年年齢に関する意見を聴取したところ、成年年齢を18歳に引き下げるべきとする意見が多数を占め、1972年5月、成年年齢を18歳に引き下げる法案が提出された。その際に提出された立法理由書及び審議内容によれば、成年年齢引下げの根拠としては、18歳以上21歳未満の者に対して、当時の法律上多くの領域で成人とほぼ同様の義務と責任が与えられていることから、それに応じた権利を認めるべきであるという点にあった。なお、当時の連邦議会における公聴会では、それぞれ専門分野の異なる3名の専門家が意見を述べたが、そのうち2名は18歳への成年年齢引下げに賛成し、法律の専門家のみは段階的な成年年齢規律を支持する旨の意見を述べた。
トルコ	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
ニュージーランド	20 *5	25(ただし20の年齢差が必要。親族関係があるなど特別の事情がある場合は20でも養親となれる。)	16(18未満の場合は親権者、家庭裁判所の同意が必要)	18	○1970	21	成年年齢は、成年年齢法により20歳とされているが、ニュージーランドでは、各個別法により「成年年齢」を定めており、同法はあまり効力を持っていない。1970年に成年年齢を20歳に引き下げた理由としては、諸外国が成年年齢を引き下げていることや、若い人たちの成熟が早まっていると考えられたためである。当時の政府は、20歳より引き下げることについては、社会に受け入れられず、社会に悪影響を及ぼすと考えていた。なお、選挙権年齢は、1969年に選挙権年齢を21歳から20歳に、1974年に18歳に引き下げられた。引下げの背景としては、1960年代に入り、大学教育など高等教育の普及や社会の変化にともない、選挙権年齢を18歳に引き下げるべきであるという強い国民からの意見があり、また、当時18歳以上の男子はベトナム戦争に派兵されていたが、戦争で戦うのに十分なほど成熟しているといえるのであれば、選挙に行き政府を選ぶのに十分なほど成熟しているといえるのではないかといった議論もされた。
ネパール	16	N/A	N/A	N/A	×		16歳以上の者は、単独で有効な法律行為を行い得ると判断されたため。
ノルウェー	18	25(特別な事情がある場合は20)	18(18以下でも親・地方行政官が認めた場合には可だが、認められるのは妊娠をした場合等)	18	○ ①1969 ②1979	①21 ②20	①欧州評議会の決議に平仄を合わせる必要があったから、②選挙権の年齢に合わせる必要があったから、③近隣諸国において、青年の成熟年齢が下がっていることを理由とした成年年齢の引下げが行われたいたから。
バーレーン	21	25(上限は50)	男:15 女:18	20	変更なし		全ての法的行為を行うに十分であると判断されたため。
パキスタン	18	N/A	N/A	18	N/A	N/A	現時点では成年年齢の見直しは行われていない。なお、選挙年齢については、軍事政権が行った近年の憲法改正により21歳から18歳に引き下げられた。
ハンガリー	18	18	16(ただし、18未満は後見人の許可が必要)	18	○1952	24	詳しい事情は明らかではないが、おそらくそれまでの成年年齢が、時代の要請にそぐわず、24歳未満の者に例外的に成年者の権利を付与する慣行が著しく増加していたため。
バングラディッシュ	18	N/A	男:21 女:18	18	変更なし		バングラディッシュにおける社会通念及び身体の成長状況を考慮した。
フィリピン	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
フィンランド	18	通常25	16(18未満は法務省の許可が必要)	18	○ ①1969 ②1976	①21 ②20	成年年齢を引き下げの目的として、成年の参加の権利促進が挙げられている。
ブラジル	18	N/A	16(18未満は親の承諾が必要)	N/A	○ 2001	21	身体的知能的条件が発達し、18歳に達した国民が成人が行う行為を行うようになった(結婚、事業、就労)。刑法の成人は従前から18歳、犯罪年齢の若年化により民法上の成人が18なのは不都合。
フランス	18	28 *6	18	18	○1974	21	フランスにおいては、法律上の成人とは、市民生活上の成年と選挙上の成年に分けて考えられてきたが、市民生活上の成年については、フランス革命後の法律(1792年法)で21歳と定められた後、長い間維持されてきた。1974年に大統領に就任したジスカール・デスタン、選挙の公約として、選挙上の成年年齢を引き下げることを掲げていたところ、政府は選挙上の成年年齢を引き下げる法案を提出し、また、市民生活上の成年年齢を引き下げることを内容とする議員提出法案と収斂する形で、選挙上及び市民生活上の成年年齢の引下げが行われた。なお、上記政府提出法案の趣意書によると、①選挙上の成年年齢を下げる目的は、国の時代を担う若者に自己の政治的欲求に充足感を与えることにより、政治における責任感を醸成すること、②第2次世界大戦後の国力の伸展・経済の発展に伴い、いくつかの法領域では、成年年齢がすでに引き下げられていたこと、③当時の若年者の成熟度の増大、中等・高等教育の普及、各種メディアによるあらゆる種類の情報の多様化・多量化していることなどが挙げられている。

ブルガリア	18	N/A	N/A	N/A	変更なし		成年年齢は1949年法によって定められたが、40年代の欧州法の変更に準じたものと説明されている。すなわち、新世代の成熟度、産業革命及び必要とされる労働者を反映したとも考えられる。
ベトナム	18	N/A	N/A	N/A	変更なし		18歳になれば、民事上の権利を行使し、義務を果たすために、法律の各条文の意味を理解し、自らの行為が引き起こす結果を認識し、同時に一定レベルの社会生活を送った経験があるものと考えられるため。
ペルー	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
ベルギー	18	25(ただし、15以上の年齢差が必要であるが、配偶者の継子を養子とする場合は、年齢差は10以上で可)	18	18	○1990	21	身体的・精神的に未熟な状態から脱し、大人としての自律性を有するようになるのが、社会通念上18歳からと考えられている(中等教育を終了し、高等教育を開始する年齢も同じく18歳である。)。なお、成年年齢の引下げは、1988年に発足したマルテンス第8次内閣における連立合意の内容であった。
ポーランド	18	18	18	18	変更なし		18歳が全ての法的行為を行うに十分であると判断されるため。
ポルトガル	18	30(養親が独身の場合) 25(養親が夫婦の場合)	16	18	○1977	21	憲法で選挙権が18歳と規定されていることに加え、時代の流れとともに、若者の精神的及び文化的な成長プロセスが段々と早くなってきたことも理由として挙げられる。また、1972年に欧州理事会が当時のEUメンバー国に対し、成年年齢を18歳と定めるよう勧告を行ったことも背景にあるとされている。
マレーシア	18	N/A	N/A	21	変更なし		成年年齢が18歳と定められた理由は不明。なお、連邦下院議会及び各州議会の選挙権が付与される年齢が憲法上21歳となっていることから、選挙権付与年齢を成年年齢に合わせるべきとの意見も存在する。
南アフリカ	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
メキシコ	18	25(6歳の年齢差が必要)	男:16 女:14 (18未満は両親の承認が必要)	18	○1970	21	成年年齢の引下げが行われた理由は、当時の徴兵年齢が18歳であったことなどが影響している。
モロッコ	20	N/A	男:18 女:15	20	N/A	N/A	N/A
モンゴル	18	18	18	18	変更なし		18歳という年齢は、自己の行為について完全に理解できる年齢であり、精神的な成熟度からして自己の行為の結果について責任をとれる年齢と判断しているから。
リヒテンシュタイン	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
ルーマニア	18	N/A	N/A	N/A	変更なし		18歳という年齢が、肉体的、精神的にも成熟した状態に達した年齢と一般に受け止められているから。
ルクセンブルグ	18	25	男:18 女:16	18	○1975	21	戦後、社会が変化し、若者の社会参加に対する要求が高まり、これを考慮する必要があった。特に、1968年にフランスで若者たちが先頭にたって起きた「5月革命」の思想的影響がルクセンブルク社会にも及んだことが大きい。
レバノン	18	N/A	N/A	N/A	変更なし		旧宗主国であるフランスの民法にならって成年年齢を設定した。
ロシア	18	N/A	N/A	18	N/A	N/A	ロシア民法では、市民が自らの行為により公民権を得てこれを行行使し、公民としての義務を有してこれを履行する能力(公民の行為能力)は成年に達するとともに完全に発生するとされている。

国名が赤字で書かれている国は、今回行った調査に回答がなかった国(平成14年時の調査に回答がある国は、判明しているデータを掲載)

- *1 18歳未満の母親は、16歳に達していれば、少年裁判所に対し、成年に達したものとみなす旨の決定を求めることができる。
- *2 男性のみで地方選挙のみ。
- *3 16歳、17歳の未成年者であっても、自己の労働収入で生活を維持している者は、成人と同視され、完全な行為能力が認められる。
- *4 年齢要件は養子縁組の形態によって異なる。①未婚者が養子縁組をする場合は25歳以上、②夫婦が養子縁組をする場合は夫婦の一方が25歳以上、他方が21歳以上、③養子が配偶者の子である場合は、21歳以上(当該配偶者は21歳未満でも可)である必要がある。
- *5 成年年齢については20歳と定められているが、特別法により契約をすることができる年齢については18歳と定められている。
- *6 2年以上婚姻状態にある者又は配偶者のうちの一方が28歳以上である場合は、養子をとることができる。配偶者の子を養子とする場合は、年齢要件は課されない。養親と養子の年齢差は、養子が配偶者の子である場合は10歳、そうでない場合は15歳以上でなければならない。